

次世代育成支援対策推進法に係る一般事業主行動計画

平成 27 年 4 月 1 日

本事業団の一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内 容

【目 標 1】

女性職員の育児休業取得率 100 パーセントを維持するとともに男性職員の育児休業取得率向上に努める。

(対 策)

代替職員の確保等施設毎に育児休業を取得しやすい職場環境を醸成する。

【目 標 2】

小中学生の職場体験学習や施設見学を積極的に受け入れる。

(対 策)

各施設と地域の小中学校との連携を維持・強化する。

【目 標 3】

夏季休暇の完全消化を目指す。

(対 策)

施設毎に計画的な夏季休暇取得を図る。